



No	確認	
17	<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所 (帳票種別32850) ※口座の登録をしていないまたは登録の口座を変更する場合
●生産性要件に係る支給申請を希望する場合(生産性要件に該当しない場合は提出不要)		
18	<input type="checkbox"/>	生産性要件算定シート(共通要領様式第2号(*)及び算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳、確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書など) (*)法人の種別により、2号から2-6号に様式が分かれています。該当する様式を使用ください。 ※生産性要件算定シートによる計算の結果、生産性の野比が6%未満の場合、上記書類のほか与信取引等に関する情報提供に係る承諾書(様式第3号)提出も可能です。

○措置該当日以降に新たに社会保険の被保険者となった有期雇用労働者等の基本給を一定の割合以上増額し、助成額の加算の適用を受ける場合は、以下の様式・添付書類が必要です。

No	確認	
19	<input type="checkbox"/>	選択的適用拡大導入時処遇改善コース内訳 様式第3号(別添様式6-2) 記入漏れはないか
20	<input type="checkbox"/>	対象労働者の基本給の増額前及び増額後の雇用契約書等(写) 社会保険加入状況及び基本給の額が明確に記載されていること
21	<input type="checkbox"/>	対象労働者の賃金台帳等 基本給の増額前3か月分(基本給の増額の適用を受けた日の前日から3か月前の日までの賃金に係る分)及び増額後6か月分(当該適用を受けた日から6か月经過する日までの賃金に係る分)
22	<input type="checkbox"/>	対象労働者本人の出勤簿等(写) 出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類措置該当日の3か月分前から措置該当日後6か月分
23	<input type="checkbox"/>	中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる書類(写) (a)企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当する場合 ・登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類等 (b)企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合 ・事業所確認表(様式第4号)
24	<input type="checkbox"/>	生産性要件算定シート(共通要領様式第2号(*)及び算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳、確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書など) (*)法人の種別により、2号から2-4号に様式が分かれています。該当する様式を使用ください。

◆有期契約労働者等の生産性の向上を図るための取組(研修制度や評価の仕組みの導入)に係る加算を受ける場合は、様式・添付書類が必要です。

No	確認	
25	<input type="checkbox"/>	導入した評価・処遇制度の概要票 様式第3号(別添様式6-3) 記入漏れはないか
26	<input type="checkbox"/>	導入した研修制度の概要票 様式第3号(別添様式6-4) 記入漏れはないか
27	<input type="checkbox"/>	事業所における評価・処遇制度及び研修制度対象労働者名簿 様式第3号(別添様式6-5) 記入漏れはないか
28	<input type="checkbox"/>	導入した評価・処遇制度及び研修制度が規定されている労働協約又は就業規則及び導入した評価・処遇制度及び研修制度が規定される前の労働協約又は就業規則 導入した評価・処遇制度及び研修制度が規定されている就業規則、労働協約。 就業規則にあつては、労働基準監督署の受付印があるもの。 10人未満の事業所で監督署へ届け出ない場合は、就業規則の実施にあつて事業主と労働者代表の氏名等を記載した申立書が添付されているもの。
29	<input type="checkbox"/>	対象労働者が評価・処遇制度及び研修制度を実施したこと及びその内容、制度の実施日が確認できる書類 (a)評価・処遇制度の場合 事業所内での周知書類、人事評価を行った書類、昇進・昇格に係る通知等 (b)研修制度の場合 実施内容・日時・場所等が記載された実施通知、カリキュラム、セミナー受講証や修了証、領収書等

上記の他に労働局が必要と認める書類の提出を求めることがありますのでご協力お願いいたします。

☆ 申請様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

☆ 添付書類は、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し記入しているもの、または原本を複写機等の機材を用いて複写したものを提出してください。

※ 当助成金は会計検査院による検査の対象となっています。後日、総勘定元帳などの関係書類をお借りする場合がございますので、予めご了承ください。